

家電リサイクル法により村で収集・処理しないもの

2020年4月1日

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機は、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、村では収集・処理できません。不要になった場合は、(1)から(3)までの、いずれかの方法で処理して下さい。

対象機器

対象機器の名称

対象となるものの詳細

1. エアコン

1. 壁掛型のセパレートタイプ
2. 壁掛型のガスヒーターエアコン
3. 壁掛型のハイブリッドエアコン(石油、ガス・電気併用エアコン等)
4. マルチエアコン
5. 床置型のセパレートタイプ
6. 床置型のハイブリッドエアコン(石油、ガス・電気併用エアコン等)
7. ウインドタイプ
8. 室外機

2. テレビ

1. ブラウン管式テレビ、ブラウン管式 VTR 内臓テレビ
2. 液晶式テレビ、液晶式 HDD・DVD 等内臓テレビ
3. プラズマ式テレビ、プラズマ式 HDD・DVD 等内臓テレビ

3. 冷蔵庫・冷凍庫

1. 冷蔵庫
2. 冷凍冷蔵庫
3. ワイン庫(ワインセラー)
4. 冷凍庫(チェスト形、アップライト形、引き出し形)
5. 保冷库・冷温庫(ポータブル含む)

4. 洗濯機・衣類乾燥機

1. 洗濯乾燥機
2. 全自動洗濯機
3. 二層式洗濯機
4. ガス衣類乾燥機
5. 電気衣類乾燥機

リサイクル料金

- | | |
|--------------|---|
| 1. エアコン | 972円～2,041円
※ヤンマーエネルギーシステム(株)の製品のみ9,720円 |
| 2. テレビ | 1,836円～3,688円 |
| 3. 冷蔵庫・冷凍庫 | 3,672円～6,037円 |
| 4. 洗濯機・衣類乾燥機 | 2,484円～3,310円 |

メーカーや機種によってリサイクル料金が異なります。詳しくは最寄りの郵便局窓口、または「(財)家電リサイクル券センター(フリーダイヤル 0120-319-640)」へお問い合わせ下さい。

※郵便局で「家電リサイクル券」を購入する際、別途郵便局の振込手数料がかかります。

(1) 販売店回収処理

A. 買い換えの場合

新たな製品を購入したい販売店に、引取りを依頼して下さい。

B. 買い換えでない場合

廃棄したい製品を購入した販売店に、引取りを依頼して下さい。

※リサイクル料金のほか、運搬料金がかかる場合があります。詳しくは販売店にお問い合わせ下さい。

(2) 自己運搬処理

購入した業者が廃業した、または、購入した場所がわからないなどの理由で販売店に依頼できない場合は、郵便局にある「家電リサイクル券」でリサイクル料金を支払い後に、自身で下記のいずれかの「指定引取場所」まで運搬して下さい

会津管内の指定引取場所(順不同)

- 1 名称:(株)会津丸三
住所:会津若松市河東町八田大野原205番地
電話:0242-94-2041
営業時間:午前9時から午後5時まで(日曜、祝日は休み)

- 2 名称:日本通運(株)会津若松事業所
住所:会津若松市神指町大字黒川字村北24番地の1
電話:0242-22-6417
営業時間:午前9時から正午、午後1時から午後5時まで(日曜、祝日は休み)

※「指定引取場所」では、「家電リサイクル券」の販売はおこなっておりません。

(3)適正処理困難物・農機具等有料収集

村が年2回行う「適正処理困難物・農機具等有料収集」に申し込み、処理して下さい。
リサイクル料金の支払いも、同時に依頼できます。運搬料金は有料です。料金の詳細は
業者に直接お問い合わせ下さい。(毎年6月、10月頃行います。)

(有)坂下リサイクルサービス 電話 0242-83-3402

その他のごみに関するお問い合わせ

昭和村役場 保健福祉課

住所:〒968-0104 昭和村大字小中津川字石仏1836番地

電話:0241-57-2645

FAX:0241-57-2649